

令和5年第11回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年11月24日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年11月24日 午後2時35分							
閉 会	令和5年11月24日 午後3時30分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	欠席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	欠席
	7	加藤 豊	欠席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	欠席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		酒巻 貞夫 ・ 小林 良浩						
議事参与		板倉 秀行 ・ 高萩 祐哉 ・ 榎 友美						
書 記								

会議事件名

議案第43号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第44号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第45号 令和5年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

令和5年11月24日
開会 午後2時35分

【会長代理】 これより、令和5年第11回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。2ページの議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、申請面積を変更したい旨の連絡があり、その訂正が間に合わないことから保留とし、議案を削除するものです。これによりまして、以降の議案番号に訂正が生じるため、令和5年鴻巣市農用地利用集積計画についてを議案第46号から議案第45号に訂正をお願いします。
以上です。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号4番 酒巻 貞夫 委員・番号5番 小林 良浩 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第43号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第43号 農地法第5条の規定による転用許可申請
所有権の移転 2件 9筆

番号55
受人は、現在市内で農業を営んでいます。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在ネギの調整作業場が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号55について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として供するものである場合」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農産物処理加工施設を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号55について調査してまいりました。申請地には農産物処理加工施設を設置するという事ですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は敷地内浸透処理とし、排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	農業近代化資金を活用しているが、資料からは具体的な返済計画が示されていません。融資証明だけで農地転用許可の審査をすることは難しいと考えますが、いかがですか。
【事務局】	融資証明は融資を受ける者の資金力や実績等を踏まえ、融資者が判断しているものでありますので、事務局としてはその証明があることで受人の資金面の根拠に足り得ると認識しております。

【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号５８について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号５８</p> <p>受人は、特別養護老人ホームの経営並びに老人短期入所事業、老人デイサービス事業の経営などを行う社会福祉法人です。今回、社会・地域の現状に応え、介護の必要な高齢者の方々に安心した老後の生活を提供すべく、特別養護老人ホームを計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号５８について調査してまいりました。申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、申請地からおおむね５００メートル以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから、農地区分は第３種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。特別養護老人ホームを設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号５８について調査してまいりました。申請地には特別養護老人ホームを設置するということですが、隣接農地はありません。雨水は敷地内浸透処理とし、排水については区域外流入で下水道管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	特別養護老人ホームの経営は大変厳しく、6割は赤字であると聞いている。事業の継続性を十分に確認して、農地転用の許可をするべきと考えているが、BS（貸借対照表）とPL（損益計算書）ぐらいは提出してもらい、確認する必要があると考えますが、いかがですか。
【事務局】	特別養護老人ホームを設置する際には、補助金を受けるにあたり、介護保険課をはじめとし、開発許可の審査など様々な部署で事前審査を行い、設置できる見込みが立ってから農地転用の申請が行われているものと考えております。農地転用の添付書類として提出されたもので、資力の確認は出来ているものと考えております。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第43号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第43号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第44号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号3について、矢部 英利農業委員より議案説明をお願いします。
【矢部 英利 農業委員】	番号3 この件につきまして、令和5年11月15日に事務局とともに調査したところ、番号3について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	身体の故障には、精神と肉体の2つの理由があるが、ランクなどの基準はどのようになっているのか。
【事務局】	今回の申請では、足腰の故障により歩行困難となっているが、身体の故障の内容については、都市計画課において診断書などから判断しております。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第44号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第44号について原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第45号 令和5年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、そして〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇が借受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。したがって、この後の議事進行は会長代理の松本信次農業委員に一任します。
	(指名された委員の退出)
	(議長の交代)

【臨時議長】	<p>ただいま、臨時議長に指名いただきました、松本でございます。臨時議長という大役を果たすため、皆様のご協力をいただきながら議事を進行したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第45号 令和5年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第45号 令和5年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について議案書3ページに新設定、再設定ごとに合計を記載させていただきました。</p> <p>利用権の新設定は、田 22,606 m² 畑 43,099.00 m² 107筆 再設定は、田 26,379 m² 畑 190,021.51 m² 423筆</p> <p>合計しまして、282,105.51 m² 530筆です。</p> <p>以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。具体的には次の3つの要件です。</p> <p>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること ② 利用権の設定等を受けた後において、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること</p> <p>各筆明細並びに個別の申出書の内容につきましては、地区審査会時にご確認いただいたとおりになります。以上、議案説明を終了します。</p>
【臨時議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>賃借料について、金額の上限や下限があるのか。ガイドラインの設定はされているのか。</p>
【事務局】	<p>金額の上限や下限はありません。お互いの話し合いで賃借料を決めているものと考えています。</p>
【臨時議長】	<p>他に質問はありませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>

【臨時議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第45号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。												
【一同】	(全員挙手)												
【臨時議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第45号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(退出した委員の入室)</p> <p>皆様のご協力により、無事、議事が進行いたしました。これにて臨時議長の席を退席させていただきます。</p>												
【議長】	<p>松本会長代理、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和5年10月11日～令和5年11月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" data-bbox="336 1167 1366 1205"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: center;">6筆</td> <td style="text-align: right;">1, 592. 32㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" data-bbox="336 1267 1270 1357"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">9件</td> <td style="text-align: center;">11筆</td> <td style="text-align: right;">5, 436㎡</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1筆</td> <td style="text-align: right;">1, 050㎡</td> </tr> </table> <p>合計届出件数 14件 18筆 8, 078. 32㎡</p> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p>		4件	6筆	1, 592. 32㎡	所有権の移転	9件	11筆	5, 436㎡	賃借権の設定	1件	1筆	1, 050㎡
	4件	6筆	1, 592. 32㎡										
所有権の移転	9件	11筆	5, 436㎡										
賃借権の設定	1件	1筆	1, 050㎡										
【酒巻 貞夫 農業委員】	農地法第4条届出の30番に面積が4. 32㎡で専用住宅となっておりますが、専用住宅が建築できる面積ではないので、いかがですか。また、農地法第5条届出の158番で分譲住宅となっているが、区画割や道路計画などの審査をどのようにしているのか。												
【事務局】	30番は他の宅地と合わせての専用住宅の建築です。158番は届出書類の中で区画割や道路計画の図面は求めています。開発許可申請で確認しているものと考えています。												

【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【会長代理】	・親睦会新年会について
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営及び農地利用状況に関する調査の調査票の回収 ・活動記録簿の返却について ・農地パトロール後の利用意向調査について ・農業委員会手帳の配布 ・農業委員会だよりの配布 ・鴻巣市産業祭の御礼について（活動報告書の配布） ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく特別災害の指定について ・全国農業新聞の購読について
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和5年第11回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和5年12月26日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時30分</p>